

松江市交通局 I Cカード乗車券取扱要綱

第 1 章 総 則

(この要綱の目的)

第 1 条 この要綱は、松江市交通局（以下「当局」といいます。）が、I Cカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下「I Cカード乗車券」といいます。）により当局線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって定期利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 当局が発行する I Cカード乗車券（以下「I C O C A乗車券」といいます。）についてのサービス内容とご利用条件は、この要綱の定めるところによります。

2 他社が発行する I Cカード乗車券による当局線に係る旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、この要綱の定めるところによります。

3 第 1 項の規定にかかわらず、I C O C Aポイントサービスについてのサービス内容とご利用条件は、I C O C Aポイントサービス規程の定めるところによります。

4 この要綱が改定された場合、以後の I Cカード乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、改定された要綱の定めるところによります。

5 この要綱に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定める主なものについては、次のとおりです。

(1) 運送約款

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西」といいます。）の I Cカード乗車券取扱約款

(用語の意義)

第 3 条 この要綱における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「当局線」とは、当局の経営するバス路線をいいます。

(2) 「I C O C A」とは、ストアードフェアカードの機能のみを搭載した I C O C A乗車券をいいます。

(3) 「小児用 I C O C A」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人である小児のご利用に供する I C O C Aをいいます。

(4) 「バス I C O C A定期券」とは、券面に印字を行わず、当局の定期乗車券とストアードフェアカードの機能を搭載した I C O C A乗車券をいいます。当該定期乗車券の情報はバス I C O C A定期券とともに交付するバス I C O C A定期券内容控に表示します。

(5) 「小児用バス I C O C A定期券」とは、小児のご利用に供するバス I C O C A定期券をいいます。

(6) 「バス I C O C A定期券内容控」（以下「定期券内容控」といいます。）とは前 2 号に規定する定期券の発売時に合わせて交付する定期券内容を記載した控をいいます。

(7) 「I C O C A定期券」とは、鉄道会社等の他社で発売し、券面に定期乗車券の表記を行

ったものであって、定期乗車券の機能のみを搭載又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能を搭載した I C O C A 乗車券をいいます。

- (8) 「小児用 I C O C A 定期券」とは、小児のご利用に供する I C O C A 定期券をいいます。
- (9) 「バス車載機」とは、I C O C A 乗車券の乗車処理、降車処理及びチャージを行う機器であって、車両に搭載されたものをいいます。
- (10) 「S F」とは、I C O C A 乗車券に記録される金銭的価値をいいます。
- (11) 「チャージ」とは、I C O C A 乗車券に入金して S F を積み増しすることをいいます。
- (12) 「デポジット」とは、I C カードの利用権の代価として収受するものをいいます。
- (13) 「定期利用者」とは、第 6 号に記載された氏名をいいます。
- (14) 「記名人」とは、第 3 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる I C O C A 乗車券の券面に記載された氏名をいいます。
- (15) 「スマート I C O C A」とは、JR 西が指定したクレジットカードをチャージ支払い用に登録した I C O C A 又は I C O C A 定期券であって、サービス内容及びご利用条件等について JR 西が定めたものをいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

- 第 4 条** I C O C A 乗車券による契約の成立時期は、I C O C A 乗車券を購入したときとします。
- 2 個別の運送契約の成立時期は、車両（バス車載機を搭載した当局線を運行する車両を指します。以下同じ。）において乗車の際にバス車載機による乗車処理を受けたときとします。バス I C O C A 定期券にかかわる運送契約は、そのバス I C O C A 定期券を発売したときに成立するものとします。
 - 3 前 2 項の規定による契約の成立時期以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(要綱の変更及び旅客の同意)

- 第 5 条** 当局は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 548 条の 4 の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、本要綱を変更することができるものとします。
- (1) 本要綱の変更が、旅客の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本要綱の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 本要綱を変更する場合、当局はあらかじめ営業所での掲示その他の相当な方法で、変更内容及び変更後の要綱の効力発生時期を告知するものとします。
 - 3 本要綱を変更した場合、旅客が変更後に本サービスを利用したことをもって、旅客は変更後の要綱に同意したものとみなします。

(個人情報の取得・利用・提供等)

- 第 6 条** 旅客が I C O C A 乗車券を購入する際に、当局が取得した個人情報は、当該 I C O C A 乗車券の利用、再発行、再印字等、この要綱に定める取扱いに必要な範囲で JR 西、他社等へ提供することがあります。

(利用エリア)

- 第 7 条** 当局線における I C O C A 乗車券の利用エリアは別表 1 のとおりとします。

(使用方法)

第8条 IC O C A乗車券を用いて乗車するときは、前条に規定する利用エリア内の停留所相互間をバス車載機による乗車処理を行って乗車し、同一のIC O C A乗車券によりバス車載機による降車処理を行って降車しなければなりません。

2 前項の場合、S F残額は10円単位で旅客運賃等に充当します。

(発売箇所)

第9条 当局におけるIC O C A乗車券の発売箇所は、当局が別に定めます。

2 前項のほか、第46条の規定により、他社でIC O C A乗車券を発売する場合があります。この場合、発売箇所は他社が別に定めます。

(制限事項等)

第10条 1回の乗車につき、2枚以上のIC O C A乗車券を同時に使用することはできません。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、IC O C A乗車券は直接バス車載機で 사용할ことができません。

(1) 乗車時にS F残額がないとき(バスIC O C A定期券の有効期間内で有効区間内から乗車する場合を除きます。)

(2) 降車時にS F残額が減額する運賃相当額に満たないとき

(3) IC O C A乗車券の破損、バス車載機の故障等によりバス車載機によるIC O C A乗車券の内容の読み取りが不能となったとき

(4) 第40条第1号の規定により、カードが交換され、バス車載機によるバスIC O C A定期券の内容の読み取りが不能となったとき

3 他の乗車券と併用して使用することはできません。

4 偽造、変造又は不正に作成されたIC O C A乗車券を使用することはできません。

5 IC O C A乗車券のS Fを使用して、当局窓口で運送約款に定める乗車券の引換はできません。

(制限又は停止)

第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、IC O C A乗車券の使用について次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

(1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止

(2) 乗車区間・乗車方法・乗車するバス等の制限

2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨をバス車内、営業所等に掲示します。

3 第1項の規定によるサービスの制限又は停止に対し、当局はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当局の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(ICカードの所有権)

第12条 IC O C A乗車券に使用するICカードの所有権は、IC O C A乗車券の発売箇所にかかわらず、JR西に帰属します。

2 IC O C A乗車券が不要となったとき及びそのIC O C A乗車券を使用する資格を失ったときは、当局又はJR西にICカードを返却しなければなりません。

(デポジット)

第13条 第9条に定める発売箇所においてICOCA乗車券を発売するに当たり、当局はICカードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。

- 2 ICOCA乗車券として利用したICカードを旅客が返却したときは、次条、第23条又は第35条に定める場合を除き当局はデポジットを返却します。
- 3 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(ICOCA乗車券の失効)

第14条 カードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はバスICOCA定期券に付加した定期乗車券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合で、当局が特に定めた場合にはICOCA乗車券を失効させることがあります。

- 2 前項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

(チャージ)

第15条 ICOCA乗車券には、バスICOCA定期券発売窓口（以下「当局窓口」といいます。）、バス車載機又はチャージ機でチャージすることができます。

- 2 前項の場合、ICOCA乗車券には、別表2に規定するいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSFの残額は20,000円を超えることはできません。

(SF残額の確認)

第16条 旅客は、ICOCA乗車券のSF残額を当局窓口、入金機又はバス車載機により確認することができます。

(SF利用履歴の確認)

第17条 旅客は、ICOCA乗車券の利用履歴を当局窓口により次に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算した場合の取扱月日、取扱箇所及び取扱後のSF残額とします。
- (2) 利用履歴は、最近の利用履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。
- (3) 次の場合は、利用履歴の確認はできません。
 - ア 降車処理がされていない利用履歴
 - イ 第8条第1項の規定により降車処理を受ける場合で、バス車載機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴
 - ウ 26週間を経過した利用履歴

第2章 ICOCA

(発売額)

第18条 ICOCAの発売額は2,000円（デポジット500円を含む。）です。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、発売額を変更して発売することがあ

ります。

(小児用 I C O C A の発売)

第 19 条 小児用 I C O C A の購入の申し出があったときは、当該小児が 12 才となる年度の 3 月 31 日までの間使用することができる I C カードを媒体として、小児用 I C O C A を発売します。

2 旅客は、小児用 I C O C A の発売に際して、氏名、生年月日及びその他の必要事項をバス I C O C A 定期券 兼 こども I C O C A 購入申込書 (別記様式。以下「購入申込書」といいます。) に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名及び生年月日を証明しなければなりません。

3 旅客は、小児用 I C O C A に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを小児用 I C O C A の発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該小児用 I C O C A の記名人本人又は代理人であることを証明しなければなりません。

(運賃の減額)

第 20 条 旅客が I C O C A を用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃 1 名分を減額します。ただし、小児用 I C O C A にあつては小児普通旅客運賃 1 名分を減額します。

2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができます。

(小児用 I C O C A の再印字)

第 21 条 小児用 I C O C A は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

2 券面表示事項が不明となった小児用 I C O C A は、これを小児用 I C O C A を発売する当局窓口へ差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

第 22 条 第 8 条第 1 項の規定により使用する場合の I C O C A の効力は、次に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車において、1 回の乗車に限り有効なものとしします。
- (2) 小児用 I C O C A は運送約款に定める小児の記名人のみが使用できます。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。
- (4) 乗車後は、当日に限り有効としします。

(無効となる場合)

第 23 条 I C O C A は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 旅行開始後の I C O C A を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 前項の規定によるほか、小児用 I C O C A にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。

- (1) 記名人以外の者が使用した場合
 - (2) 券面表示事項が不明となった小児用 I C O C A を使用した場合
 - (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入した小児用 I C O C A を使用した場合
 - (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- 3 前2項の規定により I C O C A を無効として回収する場合は、その I C O C A に搭載された他の乗車券等も回収します。
- 4 第1項及び第2項の規定により I C O C A を無効として回収する場合は、第46条第2項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券（以下「他社の乗車券」といいます。）は無効となります。
- 5 偽造、変造又は不正に作成された I C O C A を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

（不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第24条 前条第1項又は第2項に該当するものとして回収されるべき I C O C A 又は小児用 I C O C A を使用した場合、運送約款の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を収受します。

（紛失再発行）

- 第25条** 旅客は、I C O C A の盗難又は紛失等による再発行の請求をすることはできません。
- 2 前項の規定にかかわらず、他社の乗車券が付加された I C O C A は、付加された乗車券が定期券の場合は、第46条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。
- 3 第1項の規定にかかわらず、小児用 I C O C A の記名人が当該小児用 I C O C A を紛失した場合で、別に定める申込書を小児用 I C O C A の再発行を行う当局窓口へ提出したときは、次に掲げる条件を満たす場合に限って紛失した小児用 I C O C A に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
- (1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用 I C O C A の記名人本人又は代理人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日及び性別の情報が当局のシステムに登録されていること。
 - (3) 再発行を行う前に取扱区間内の小児用 I C O C A の処理を行う機器に対して当該小児用 I C O C A の使用停止措置が完了していること。
- 4 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用 I C O C A 1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。
- 5 第3項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできません。
- 6 第3項及び第4項の取扱いを行った後に、紛失した小児用 I C O C A を発見した場合は、旅客は、これを小児用 I C O C A の払いもどしを行う当局窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した小児用 I C O C A とともに別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により記名人本人又は代理人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。
- 7 第3項及び第4項の取扱いを行った場合、小児用 I C O C A に付加された他社の乗車券は再発行されません。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、第46条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

(当局の免責事項)

第 26 条 紛失した小児用 I C O C A の使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用 I C O C A や当該小児用 I C O C A に付加された他社の乗車券の払いもどし、S F の使用等で生じた旅客の損害額については、当局はその責めを負いません。ただし、当該損害が当局の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(障害再発行)

第 27 条 I C O C A の破損等によって I C O C A の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該 I C O C A の S F 残額と同額の I C O C A の再発行の取扱いを行います。

2 前項の取扱いは、別に定める申込書を I C O C A の再発行を行う当局窓口へ提出したときに限り取り扱います。この場合、当該 I C O C A に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に再発行を行います。

3 前 2 項の規定にかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

4 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った場合、I C O C A に付加された他社の乗車券は再発行されません。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、第 46 条第 3 項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

(払いもどし)

第 28 条 旅客は、I C O C A が不要となった場合は、これを I C O C A の払いもどしを行う当局窓口へ差し出して当該 I C O C A の S F 残額 (10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とします。) の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料として I C O C A 1 枚につき 220 円を支払うものとします。ただし、小児用 I C O C A を所持する旅客が 12 才となる年度の 3 月 31 日を超え、小児用 I C O C A を使用することができなくなったことにより、S F 残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。

2 前項の規定により小児用 I C O C A の払いもどしを請求する場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用 I C O C A の記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。

3 前項の規定にかかわらず、当該小児用 I C O C A の記名人本人が当局指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができます。ただし、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができます。

4 前 3 項の規定により払いもどし場合には、デポジットを返却します。

5 I C O C A の払いもどしを行うと、他社の乗車券は無効となります。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、第 46 条第 3 項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において払いもどしを行う場合があります。

6 I C O C A の払いもどしを行う窓口は当局が別に定めます。

(バス I C O C A 定期券への変更)

第 29 条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、I C O C A の S F 残額及びデポジットを引き継いでバス I C O C A 定期券への変更の申し出をすることができます。

- 2 IC COCAからバス IC COCA定期券への変更の申し出があったときは、次条の規定に準じて当該 IC COCA上に定期乗車券の機能を付加することにより、バス IC COCA定期券に変更します。
- 3 旅客は変更の際して氏名、生年月日、その他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。
- 4 前3項の規定により変更を行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。

第3章 バス IC COCA定期券

(発売)

第30条 バス IC COCA定期券の購入の申し出があったときは、運送約款に定める定期乗車券を付加したバス IC COCA定期券を発売します。

- 2 旅客が所持する IC COCA定期券、スマート IC COCAと同一のカードに運送約款に定めるバス IC COCA定期券を発売することができます。(ただし、次に掲げる IC COCA定期券を除きます。)この場合記名人と定期利用者は同一の旅客でなければなりません。

(1) IC COCA FREX定期券

(2) 一部他社(京阪電気鉄道、京都市交通局、南海電気鉄道、泉北高速鉄道、大阪市高速電気軌道、大阪モノレール、阪神電気鉄道、山陽電気鉄道)が発売する IC COCA定期券

- 3 小児用のバス IC COCA定期券の購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができる ICカードを媒体として、前項の規定により小児用バス IC COCA定期券を発売します。この場合記名人と定期利用者は同一の旅客でなければなりません。
- 4 松江市乗合旅客自動車運送条例施行規程(平成17年松江市交通局企業管理規程第24号。以下「規程」といいます。)第7条第7項の規定により、バス IC COCA高齢者フリー定期券の運賃は、1箇月5,000円、3箇月13,000円、6箇月20,000円及び1年31,000円とします。
- 5 規程第7条第8項の規定により、バス IC COCA通学フリー定期券の運賃は、1箇月あたり大人5,000円及び小児2,500円とします。
- 6 旅客は、バス IC COCA定期券の発売に際して、氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。また、旅客が購入するバス IC COCA定期券が小児用バス IC COCA定期券である場合は、購入申込書の提出に加えて、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければなりません。
- 7 旅客は、バス IC COCA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを当局窓口差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該バス IC COCA定期券の定期利用者本人(小児用バス IC COCA定期券にあっては、定期利用者本人又は代理人)であることを証明しなければなりません。
- 8 前項の取扱いを行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。

(バス IC COCA定期券定期券内容控)

第31条 前条第1項から第3項までの規定によりバス IC COCA定期券を発売した場合は、当該 ICカードの定期券情報を印字した定期券内容控を同時に発行します。

- 2 定期券内容控は本人の覚えであり、定期乗車券の効力はありません。
- 3 バス I C O C A 定期券の障害又は機器の故障により、バス I C O C A 定期券が使用できなくなった場合、当局が認めた場合に限り当該バス I C O C A 定期券と定期券内容控を提示することにより乗車することができます。
- 4 バス I C O C A 定期券を使用する場合は、当該バス I C O C A 定期券の定期券内容控を所持するものとし、係員より提示を求められたときには、これを拒むことはできません。

(運賃の減額等)

第 32 条 S F をチャージした有効期間内のバス I C O C A 定期券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗越し）として取扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を減額します。

- 2 前項の規定にかかわらず、有効区間外の停留所相互間を乗車する場合は、第 20 条の規定を準用することがあります。
- 3 バス I C O C A 定期券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は、第 20 条の規定を準用します。

(定期券内容控再印字)

第 33 条 定期券内容控券面表示事項が不明となったバス I C O C A 定期券は、これを当局窓口にし出し、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

第 34 条 第 30 条の規定により発売したバス I C O C A 定期券は、運送約款の定めにより取り扱います。

- 2 バス I C O C A 定期券は、当局線においては定期券内容控に記載された定期利用者本人のみが使用することができます。
- 3 第 15 条の規定により S F をチャージしたバス I C O C A 定期券にあつては、バス I C O C A 定期券の有効区間外又は有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降であっても、第 22 条の規定を準用して乗車することができます。

(無効となる場合)

第 35 条 バス I C O C A 定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 定期利用者以外の者が使用した場合
 - (2) 定期区間外を乗車し、係員の承諾を得ずに降車した場合
 - (3) 当局の運送約款に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
 - (4) その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 前項に該当する場合は、その I C O C A に搭載された他の乗車券等も回収します。
 - 3 前 2 項の規定により無効として回収する場合は、I C O C A に付加された他社の乗車券は無効となります。
 - 4 偽造、変造又は不正に作成されたバス I C O C A 定期券を使用した場合は、前 3 項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第 36 条 前条に該当するものとして回収されるべきバス I C O C A 定期券を使用した場合、運送約款の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を收受します。

(紛失再発行)

第 37 条 バス I C O C A 定期券の定期利用者が当該バス I C O C A 定期券を紛失した場合で、別に定める申込書を当局窓口へ提出したときは、次の条件を満たす場合に限り紛失したバス I C O C A 定期券 (S F 残額がある場合は当該 S F を含みます。) に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に再発行を行います。

- (1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該バス I C O C A 定期券の定期利用者本人 (小児用バス I C O C A 定期券にあっては、定期利用者本人又は代理人) であることを証明できること。
- (2) 定期利用者の氏名、生年月日及び性別の情報が当局のシステムに登録されていること。
- (3) 再発行を行う前にバス I C O C A 定期券の処理を行う機器に対して当該バス I C O C A 定期券の使用停止措置が完了していること。

2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するバス I C O C A 定期券 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で收受します。

3 第 1 項の規定により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできません。

4 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った後に、紛失したバス I C O C A 定期券を発見した場合は、旅客は、これを当局窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したバス I C O C A 定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により定期利用者本人であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行います。

(障害再発行)

第 38 条 バス I C O C A 定期券の破損等によってバス I C O C A 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該バス I C O C A 定期券の再発行の取扱いを行います。

2 前項の取扱いは、別に定める申込書を当局窓口へ提出したときに限り取り扱います。この場合、当該バス I C O C A 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に再発行を行います。

3 前 2 項の規定にかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

(バス I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されている場合のバス I C O C A 定期の再交付)

第 39 条 バス I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されている I C O C A 乗車券を紛失再発行する場合、別に定める申込書を当局窓口へ提出し、次の条件を満たす場合に限り紛失した当該 I C O C A 乗車券 (S F 残額がある場合は当該 S F を含みます。) に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行います。その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に I C O C A 定期券発売会社で再発行をお申し出ください。I C O C A 定期券を再発行後、当局窓口でバス I C O C A 定期券の再交付を行います。

- (1) 再発行登録を行うとき、再発行及び再交付を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行及び再交付を請求する旅客が記名人及び定期利用者本人（小児用バス I C O C A 定期券にあっては、記名人及び定期利用者本人又は代理人）であることを証明できること。
 - (2) 記名人及び定期利用者の氏名、生年月日及び性別の情報が当局のシステムに登録されていること。
- 2 前項により再交付の取扱いを行う場合は、再交付するバス I C O C A 定期券 1 枚につき再交付手数料 520 円を現金で収受します。
 - 3 バス I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されている I C O C A 乗車券を障害再発行する場合、別に定める申込書を当局窓口へ提出したときに限り取り扱います。この場合、当該バス I C O C A 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、I C O C A 定期券を当該 I C O C A 定期券発売会社で障害再発行後に、当局窓口で記名人及び定期利用者の氏名、生年月日及び性別の情報が当局のシステムに登録されていることを条件に当局でバス I C O C A 定期券の再交付を行います。
 - 4 バス I C O C A 定期券を付加する I C O C A 乗車券を当局以外で再発行した場合は、前 3 項に準じて、当局でバス I C O C A 定期券の再交付を行います。
 - 5 バス I C O C A 定期券とスマート I C O C A が同一のカードで発売されているカードを紛失再発行及び障害再発行する場合、スマート I C O C A を JR 西の定める方法で再発行後に第 1 項から第 3 項までの規定に準じて、当局でバス I C O C A 定期券の再交付を行います。

(カードの交換)

- 第 40 条** 当局、JR 西及び第 46 条に規定する他社の都合により、旅客が使用しているバス I C O C A 定期券を当該バス I C O C A 定期券裏面に刻印されているものと異なるカード番号の I C O C A に予告なく、交換することがあります。
- 2 前項により、交換されたカードはバス車載機による定期乗車券の読み取りができません。その場合、当局窓口で定期利用者の氏名、生年月日及び性別の情報が当局のシステムに登録されていることを条件にバス I C O C A 定期券の再交付を行います。

(当局の免責事項)

- 第 41 条** 紛失したバス I C O C A 定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該バス I C O C A 定期券の払いもどしや S F の使用等で生じた旅客の損害額については、当局はその責めを負いません。ただし、当該損害が当局の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。
- 2 I C O C A の交換又は再発行により、旅客が使用しているものと異なるカード番号の I C O C A を発行したことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負いません。

(払いもどし)

- 第 42 条** 旅客は、バス I C O C A 定期券が不要となった場合は、これをバス I C O C A 定期券の払いもどしを行う当局窓口へ差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該バス I C O C A 定期券の定期利用者本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。
- (1) 有効期間開始前又は有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、運送約款に定める払戻しを行います。

- (2) 前号の規定により取り扱う場合は、手数料としてバス I C O C A 定期券 1 枚につき 520 円を収受します。ただし、当局が別に定める場合を除きます。
- (3) 前 2 号の規定により払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。
- 2 バス I C O C A 定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、これを当局窓口へ差し出して、当該定期乗車券の払いもどし及び S F 残額とデポジットを引き継いだ I C O C A への変更を請求することができます。
- 3 S F のみの払いもどしを請求することはできません。
- 4 小児用バス I C O C A 定期券を所持する旅客が 12 才となる年度の 3 月 31 日を超え、小児用バス I C O C A 定期券を使用することができなくなった場合は、S F 残額（10 円未満の額は数を切り上げ、10 円単位とした額とします。）及びデポジットのみの払いもどしを請求することができます。この場合、小児用バス I C O C A 定期券に搭載した定期乗車券がなお有効である場合に限り、I C カード乗車券とは別の媒体に移し替えるものとし、第 1 項第 2 号に規定する手数料の収受は行いません。
- 5 前各項の規定にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合は、当局窓口でバス定期情報の削除を行います。ただし、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該バス I C O C A 定期券の利用者本人（小児用バス I C O C A 定期券にあつては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限り、請求できるものとしします。
- 6 第 1 項の規定にかかわらず、当該バス I C O C A 定期券の利用者本人が当局指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができます。ただし、小児用バス I C O C A 定期券にあつては、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができます。
- 7 バス I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されているカードの払いもどしは第 2 項により定期乗車券のみを払いもどし後、当該 I C O C A 定期券発売会社へ払いもどしをお申し出ください。定期乗車券機能のみが不要な場合は当局窓口へ差し出して、当該定期乗車券の払いもどし及び S F 残額とデポジットを引き継いだ I C O C A 定期券への変更を請求することができます。
- 8 バス I C O C A 定期券とスマート I C O C A が同一のカードで発売されているカードの払いもどしは第 2 項の規定により定期乗車券のみを払いもどし後、JR 西にお申し出ください。

第 4 章 I C カード乗車券の相互利用等

（他社線での I C O C A 乗車券による乗車の取扱方）

- 第 43 条** 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、JR 西の I C カード乗車券取扱約款に定める当局及び JR 西以外の鉄道会社等（以下「相互利用他社等」といいます。）が経営する鉄道線、バス路線等（以下「他社線」といいます。）内において I C O C A 乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した I C O C A 定期券を除く。以下同じ。）による乗車等の取扱いを行います。
- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した I C O C A 定期券のうち、他社の乗車券を付加された I C O C A 定期券は、

当該他社線において、当該他社の乗車券による乗車等の取扱いを行います。

(他社線内における取扱範囲等)

第 44 条 他社線内における I C O C A 乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、当該相互利用他社等の定めるところによります。

- 2 一畑バス株式会社が発行する I C O C A 通勤定期乗車券又は I C O C A 通学定期定期券(片道のみに係るものを除く。以下「一畑バス I C O C A 通勤定期乗車券等」といいます。)を所持する者が、休日等に乗車し、その所持する一畑バス I C O C A 通勤定期乗車券等を提示した場合は、当該所持する者にあつては無賃とし、その者が同伴する家族にあつては 1 乗車につき大人片道普通運賃を 100 円、小児片道運賃を 50 円とします。この場合において、運賃は現金で支払わなければなりません。

(相互利用他社等が発行した I C カード乗車券による乗車等の取扱方)

第 45 条 相互利用他社等が発行した I C カード乗車券のうち、当局と相互利用が可能なものについては、当局線内において乗車等の取扱いを行います。

- 2 相互利用他社等が発行した I C カード乗車券のうち、当局と相互利用が可能な I C カード乗車券は次のとおりとします。
- (1) 北海道旅客鉄道株式会社発行の K i t a c a 乗車券及び K i t a c a 定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した K i t a c a 定期乗車券を除く。)
 - (2) 株式会社パスモ発行の P A S M O 及び P A S M O 定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載した P A S M O 定期券を除く。)
 - (3) 東日本旅客鉄道株式会社発行の S u i c a 乗車券及び S u i c a 定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した S u i c a 定期乗車券を除く。)
 - (4) 東京モノレール株式会社発行のモノレール S u i c a 乗車券及びモノレール S u i c a 定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したモノレール S u i c a 定期乗車券を除く。)
 - (5) 東京臨海高速鉄道株式会社発行のりんかい S u i c a 乗車券及びりんかい S u i c a 定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したりんかい S u i c a 定期乗車券を除く。)
 - (6) 株式会社名古屋交通開発機構発行のマナカ及びマナカ定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したマナカ及び身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したマナカ定期券を除く。)
 - (7) 株式会社エムアイシー発行の m a n a c a 及び m a n a c a 定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載した m a n a c a 定期券を除く。)
 - (8) 東海旅客鉄道株式会社発行の T O I C A 及び T O I C A 定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した T O I C A 定期券を除く。)
 - (9) 株式会社スルッと K A N S A I が発行する P i T a P a カードであつて当局が別に定めるもの。
 - (10) 福岡市交通局発行のはやかけん及びはやかけん定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したはやかけん及び身体障害者割引又は知的障害者割引等を適

用して発売した定期乗車券を搭載したはやかけん定期券を除く。)

(11) 株式会社ニモカ発行のn i m o c aカード及びn i m o c a定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売したn i m o c a及び身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したn i m o c a定期乗車券を除く。)

(12) 九州旅客鉄道株式会社発行のSUGOCA乗車券及びSUGOCA定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したSUGOCA定期券を除く。)

(13) 東日本旅客鉄道株式会社発行のWelcome Suica及び株式会社パスモ発行のPASMO PASSPORT

3 前項に規定する鉄道会社等が発行したICカード乗車券で、当局線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条から第24条まで、第25条第1項、第26条、第35条及び第36条までの規定並びにJR西のICカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。この場合、相互利用他社等が発行したICカードを媒体とした定期乗車券についてはJR西のICカード乗車券取扱約款の「ICOCA定期券」の規定を準用するものとし、ICカードを媒体としたストアードフェアカードについては「ICOCA」の規定を準用するものとします。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあつては、当局内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。

4 前項の規定にかかわらず、相互利用他社等が発行した記名人式のICカードを媒体としたストアードフェアカードについては、JR西のICカード乗車券取扱約款第32条第1項及び第33条第1項第6号の規定を準用します。

5 第3項の規定にかかわらず、第2項第13号に規定するICカード乗車券で、当局線において乗車等の取扱いをする場合は、次に定めるとおりとします。

(1) 第21条及び第23条第2項第2号の規定は準用しません。

(2) 当該のICカード乗車券発行会社が定めるカード有効期間を超えて使用することはできません。

(3) 当該のICカード乗車券発行会社が発行するレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があつたときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければなりません。

第5章 IC O C A乗車券の他社での発売

(ICOCA乗車券を発売する他社)

第46条 IC O C A乗車券の発売は、JR西のICカード乗車券取扱約款別表7及び別表7の2に規定する他社で行うことがあります。

2 IC O C A乗車券には、JR西のICカード乗車券取扱約款別表7の2に規定する他社の乗車券を付加する場合があります。

3 他社におけるIC O C A乗車券の発売や払いもどし等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

(他社で発売するIC O C A乗車券の当局での取扱い)

第47条 JR西のICカード乗車券取扱約款別表7に規定する他社及びJR西で発売したIC O

CA乗車券で、当局線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条から第24条まで、第25条第1項、第26条、第35条、第36条までの規定並びにJR西のICカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。

- 2 JR西のICカード乗車券取扱約款別表7に規定する他社及びJR西で発売した定期乗車券を搭載したICOCA定期券については、当局で払いもどし、第37条及び第38条に規定する再発行の取扱いはできません。ただし、再発行登録、デポジット返却については取り扱います。
- 3 JR西のICカード乗車券取扱約款別表7の2に規定する他社で発売した定期券が付加されたICOCAは、当局で払いもどし、再交付の取扱いはできません。ただし、再発行登録については取り扱います。

(特殊な乗車券類の発売)

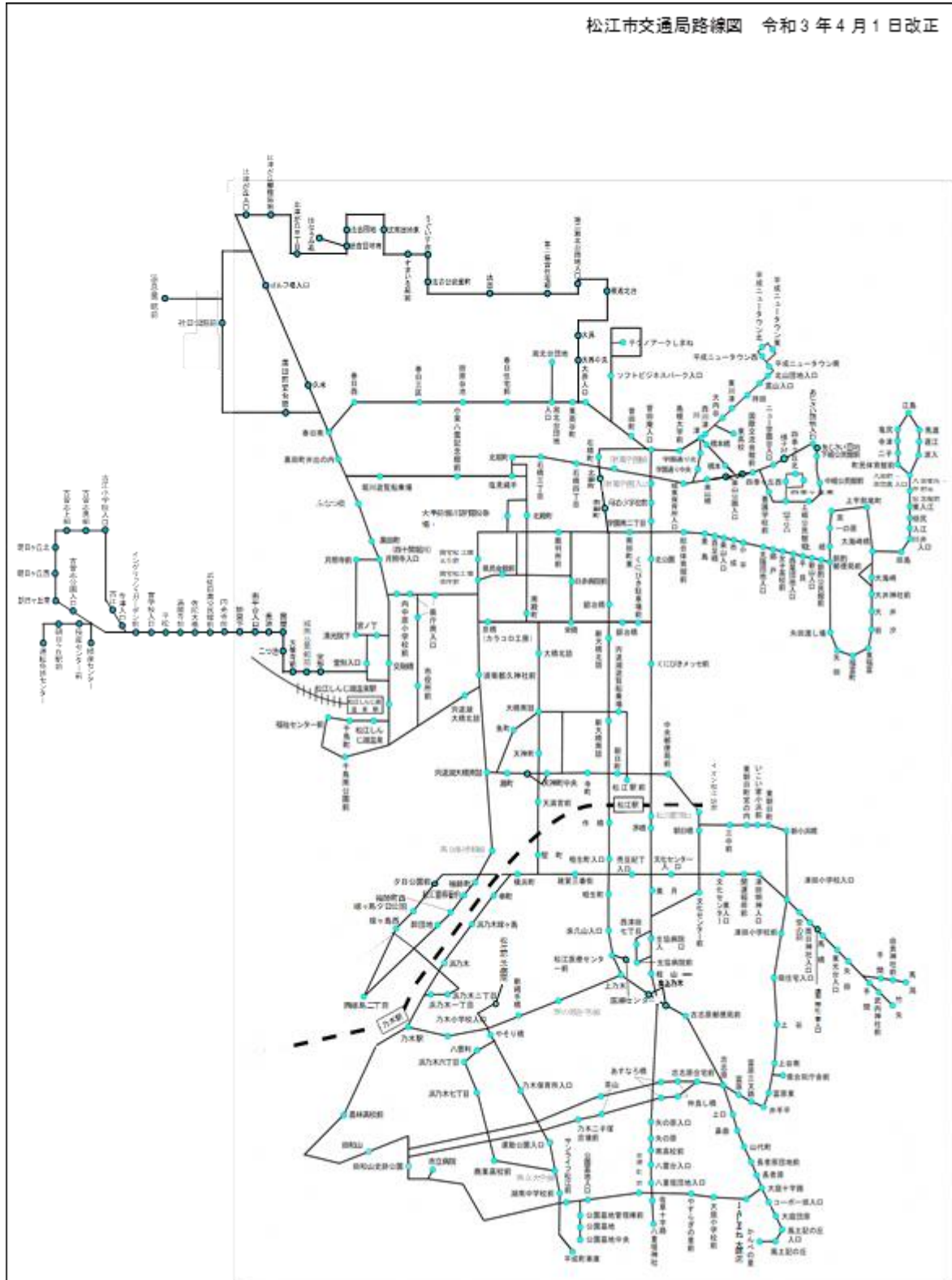
第48条 当局は、地方運輸局長へ届け出たところにより、IC特殊乗車券、その他のIC乗車券類を発売することがあります。この場合には、その発売、効力及び特殊取扱いに関する事項でこの要綱と異なる取扱いをするものについては営業所等に掲示します。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行します。

別表1 (第7条関係) 利用エリア

当局線の利用エリア



別表2 (第8条関係) チャージ額

取扱機器又は箇所	1回当たりのチャージ取扱金額
係員発行機	500円、1,000円～(1,000円刻み) ～10,000円、15,000円、20,000円 3,000円、5,000円、10,000円
バス車載機	1,000円、2,000円、5,000円、10,000円
チャージ機	1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円

※一部の自動精算機を除きます。

別記様式 (第19条、第29条、第30条関係) バスICOCA定期券 兼 こどもICOCA 購入申込書

松江市交通局 バスICOCA定期券 兼 こどもICOCA 購入申込書

※片道定期券は、ご利用いただけません

新規 ・ 継続	現金
---------------	----

(申込日) 年 月 日	■すでにICOCA乗車券をお持ちの場合は、この申込書とあわせてご提出ください。 (お持ちのICOCA乗車券の発行会社によっては、バスICOCA定期を付加できない場合があります)	
通勤・通学・こどもICOCA のりほSP・松江だんだんバス・共通定期券	■初めてバスICOCA定期券をご購入の際には、デポジット(預り金)500円が必要です。 ■のりほSP・松江だんだんバスをお申し込みの場合は、ご利用区間の記入は不要です。 ■共通定期券は発売できない区間があります。また、ご利用区間が限定されます。	
お名前(姓と名の間を1マス空けてご記入ください。)	ご利用区間① 【往復】	から まで
カ ナ	ご利用区間② 【往復】	から まで
様 才	※ 乗継定期券の申込の場合は、『ご利用区間②』もご記入ください。	
利 用 開 始 日	年 月 日 ～ 年 月 日	利 用 期 間 1 箇月・3 箇月・6 箇月 学期

■バスICOCA定期券を新規で購入される場合、または下記の項目に変更があった場合は、下記の欄もご記入ください。(★はバスICOCA定期券購入時のみ記入ください。)

生年月日	年 月 日	★カード検索番号	紛失再発行の際、カード検索に使用します。4桁の数字をお選びください
ご住所	★定期券の有効期間以外の残額利用 ※「しない」を選ぶと、定期有効期間外はICカードリーダーの利用ができなくなります。(後日変更可)		する・しない
ご連絡先 TEL	取扱い窓口記入欄		
勤務先 学校名	販売額		円
	販売所		
※この申込書にご記入いただいた個人情報は、拾得時など当局から連絡する必要があるときに使用します。このほか、紛失再発行時などに当局及びICOCAを発売する他社において、本人確認や必要な連絡をさせていただきます。			確認 受付
※バスICOCA定期券を他社でカード交換された場合は、バス定期の再交付が必要になりますので当局窓口にお申し出ください。			(保存期間 3年間) 【2021年10月1日 改正】

○初めて通学定期券を購入の際は、学校の発行する通学証明書が必要です。○定期券の払戻しは、松江市交通局のみで行っています。